

旭川市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会  
(令和5年度第1回)

報告事項 第1号

旭川市ケアマネジメント基本方針の改正について

## 旭川市ケアマネジメント基本方針の改正について

### 1 旭川市ケアマネジメント基本方針策定の目的

介護保険制度の趣旨，事業の基準，本来からケアマネジメントに求められている事項等を踏まえ，本市が重要とするケアマネジメントの考え方を整理し，介護支援専門員及び介護事業者と共有することにより，行政と介護支援専門員が一体となって介護保険法の基本理念である高齢者に対する「自立支援」を推進していくことを目的とする。

### 2 策定の経緯

旭川市社会福祉審議会令和3年度第3回高齢者福祉専門分科会において審議を行い，当該分科会の承認を得た上で，令和4年4月に策定した。

### 3 改正点

居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の目標の設定期間に係る考え方の表記について

### 4 改正の背景

利用者が目標を意識でき，意欲的かつ主体的に介護サービスを利用するための目標指向の支援計画の作成を促すことを目的として，利用者の課題が不変的であり目標の達成に明らかに長期間を要する場合を除き目標の設定期間の最長を原則6か月としている。

しかし，原則という表記により，利用者が目標とすることが長期間を要する支援計画や利用者からの意欲を引き出し具体的な目標設定を行うことができていない支援計画，又は目標指向の視点で作成することが十分にできていない支援計画に対して，一律に6か月以内の期間設定を行う事案が多く見受けられている。

### 5 改正の目的及び内容

6か月という期間設定が望ましくないケアプランに6か月を機械的に設定しなければならない状況を改善することを目的として，原則6か月という考え方を基本としながら，そのような原則に該当しないケースを具体的に示す。

詳細は別紙「旭川市ケアマネジメント基本方針改正新旧対照表」のとおり。

### 6 改正後の取扱い

指定介護予防支援事業者及び居宅介護支援事業所を対象とした説明会を開催し，本方針の改正内容等について説明を行う。

また，現在は，本方針全体の中で目標の設定期間のみが重視されている事案が多く見受けられることから，今後は地域包括支援センターと連携し，ケアマネジメントにおける一連の業務において期間設定に先だって実施する課題分析や目標設定の考え方の普及を市内の居宅介護支援事業所等に重点的に行っていく。

旭川市ケアマネジメント基本方針改正新旧対照表

改正後（新）	改正前（旧）
<p data-bbox="369 805 851 837">旭川市ケアマネジメント基本方針</p> <p data-bbox="398 1241 824 1273">令和 5 年 <u>7</u> 月 <u>1</u> 日 <u>改正</u></p>	<p data-bbox="1393 805 1874 837">旭川市ケアマネジメント基本方針</p> <p data-bbox="1480 1241 1771 1273">令和 <u>4</u> 年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日</p>

旭川市ケアマネジメント基本方針改正新旧対照表

改正後（新）	改正前（旧）
<p>1 趣旨 ・ 2 基本的事項（略）</p> <p>3 具体的事項</p> <p>(1) 課題分析</p> <p>単に心身機能が低下しているなどではなく、<u>なぜ心身機能の低下を引き起こしているのか、また、心身機能の低下が</u>利用者やその家族が希望する利用者の自立した生活にどのように影響しているかという視点の下、健康状態・心身機能・活動（生活習慣等）・社会参加・環境を多面的に評価し、自立を阻害する因子を明確化した上で、生活レベルでの課題を分析することとする。（以下略）</p> <p>(2) 目標の設定 ～ (4) サービスの選択 （略）</p> <p>(5) 期間の設定</p> <p>介護支援専門員は、利用者の課題を解決するための適切な期間を設定するものとし、利用者の状況に<u>合わせて、当該利用者が目標を意識しながら主体的・意欲的に介護サービスを利用していくことを</u>目的として、短期目標*の<u>期間の最長は、6か月を基本とする。</u></p> <p><u>ただし、次のいずれかに該当する場合は、利用者の状況に合わせた適切な期間を設定することとする。</u></p> <p><u>なお、介護予防支援及び第1号介護予防支援事業については、介護予防サービス計画が1年後の目標とする生活に向けて短期的な目標の達成を繰り返していくものであることを踏まえ、6か月以上の期間設定を行う場合であっても、1年以内の期間設定を行うことが望ましいものとする。</u></p>	<p>1 趣旨 ・ 2 基本的事項（略）</p> <p>3 具体的事項</p> <p>(1) 課題分析</p> <p>単に心身機能が低下しているなどではなく、そのことが利用者やその家族が希望する利用者の自立した生活にどのように影響しているかという視点の下、健康状態・心身機能・活動（生活習慣等）・社会参加・環境を多面的に評価し、自立を阻害する因子を明確化した上で、生活レベルでの課題を分析することとする。（以下略）</p> <p>(2) 目標の設定 ～ (4) サービスの選択 （略）</p> <p>(5) 期間の設定</p> <p>介護支援専門員は、利用者の課題を解決するための適切な期間を設定するものとし、<u>健康状態・心身機能・生活習慣・環境因子を多面的に評価した結果、分析した生活上の課題が不変的な場合であって、その課題の改善の目標の達成に要する期間が、明らかに長期間を要する場合を除き、</u>利用者の状況に<u>合わせた適切な支援を提供していくことを</u>目的として、短期目標*の<u>期間は、原則として6か月を最長とする。</u></p>

旭川市ケアマネジメント基本方針改正新旧対照表

改正後（新）	改正前（旧）
<p data-bbox="136 323 1093 360"><u>目標に6か月以上の期間設定を行うことが妥当と考えられる例</u> （新設）</p> <p data-bbox="136 376 1093 799"> <u>ア 健康状態・心身機能・生活習慣・環境因子を多面的に評価した結果、分析した生活上の課題が不変的な課題であった場合</u>  <u>イ 課題の改善に向けた目標の達成に要する期間が、明らかに長期間を要する場合</u>  <u>ウ 具体的な期間と内容の目標設定を提案しても、利用者又は家族からの合意が得られなかった場合</u>  <u>エ 利用者の状況により、当該利用者の意欲が低下しており、具体的な今後の目標を引き出せないなど、本方針3-②目標設定のアからオに示す目標設定が困難であった場合</u> </p> <p data-bbox="174 834 833 858">※ 居宅サービス計画の短期目標、介護予防サービス支援計画の目標</p> <p data-bbox="107 986 1064 1023">(6) サービス担当者会議 ～ (8) 期間満了後の更新又は終了の判断 （略）</p>	<p data-bbox="1189 834 1825 858">※居宅サービス計画の短期目標、介護予防サービス支援計画の目標</p> <p data-bbox="1122 986 2078 1023">(6) サービス担当者会議 ～ (8) 期間満了後の更新又は終了の判断 （略）</p>